

令和 8 年 第 10 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 8 年 9 月 10 日（木）

午後 2 時 00 分から午後 2 時 38 分

場所：宇城市不知火支所 2 階会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	中田 修	2 番	五嶋 一精	3 番	森田 満
4 番	楠田 秋彦	5 番	宮本 文子	6 番	春野 こずえ
7 番	河野 公明	8 番	山田 哲郎	9 番	河田 克志
10 番	岩田 猛	11 番	森田 加代子	12 番	杉田 雅宏
13 番	藤本 正剛				

○欠席委員

なし

○事務局出席者：（事務局長）米村 寿朗 （審議員）御船 保博 （主任主事）山本 秀磨

議事日程（開議：午後 2 時 00 分）

日程第 1 議事録署名委員の決定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 47 号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について

日程第 4 議案第 48 号 農用地利用集積等促進計画書の作成について

開 会 （午後 2 時 00 分）副会長の号令による起立、礼

事務局長

定刻をになりましたので、只今から、令和 8 年第 10 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の農業委員会総会への出席者は、農業委員総数 13 名全員でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

会 長

皆さん、こんにちは。地震から一月以上過ぎまして、少しは落ち着いたこととは思いますが、まだまだ復旧・復興には道のりが遠いことと思います。先日まで酷暑が続きましたが、そちらの方は若干、山は越えたかと思います。しかしまだ猛暑の日もあると思いますので、どうぞお体には気をつけられまして、我が家の復旧とかに頑張ってもらえればと思います。この農業委員会も通常モードという風にはいきませんが、一日も早く通常モードに入っていけるこ

とを願っています。

それではこれより令和8年第10回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、3番 森田満委員、
4番 楠田秋彦委員を指名いたします。

議 長

日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日と決定したいと思います。ご異議のない方の挙
手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、本総会の会期は本日1日と決定されました。

議 長

日程第3、議案第47号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促
進計画の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第47号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案書の3ページになります。提案理由：農地中間管理事業の推進に関する
法律第18条第1項の規定による農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集
積等促進計画の作成について、同条第3項の規定により、農業委員会の意見を
求める。

議 長

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりま
した総会議案により確認してきておられると思いますので案件ごとの説明は
割愛させていただきます。

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。

発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。

宮本委員

(挙手) 5番、宮本です。私、初めて農業委員になりましたもので、熊本県
農業公社とはどういうものなのかを教えてください。

事務局

議案書で言いますと、上から「渡人」「受人」「転貸人」と記載されていると
思います。これは農地の所有者から一旦、農業公社（農地バンク）が借ります。
それから、農業公社から受人に貸すという、三者契約のような形になっていま
す。その時に金銭が発生したりしますが、それも農業公社が間に入って、金
銭の受け渡しをしますので、渡人からすると土地の貸し代金の取りはぐれがな
いとか、農地貸し借りのトラブルがないなどのメリットがあります。そういつ
た内容の契約のために農業公社（農地バンク）が存ります。

河田委員 (挙手) 9 番、河田です。4 ページの案件ですが、これは、市外の方が市外の方へ農地を貸されるということですか。

事務局 これは、渡人の方は、元々市内の方だと思われます。その方の農地を市外の方に貸される内容となっていますが、お互いは親子関係だと聞いています。現在も果樹が植えられており、それを継続して栽培されるという案件になります。

議 長 よろしいでしょうか。
それでは、意見も無いようですので、議案第 47 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 47 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 48 号「農用地利用集積等促進計画書の作成について」を上程し、議題といたします。
議案第 48 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案書の 11 ページになります。
提案理由：農用地の利用の高率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画書の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。
続けて詳細を説明します。議案書の 11 ページから 14 ページです。今月は、農業公社買入れが 3 件、売渡しが 5 件です。合計面積は全て田で、22,338 m²です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。
ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。
発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。

藤本委員 (挙手) 13 番、藤本です。今回の所有権移転ですが、今、国営の整備事業がされている中での、換地とか集積といった内容と捉えてよろしいでしょうか。

議 長 換地の前の事前売買もあるが、地区によっては、換地も終わって事前売買も済んでおられますので、その関連ではないと思われますが、換地後に手放したり必要になったりとかはあるとは思いますが。

五嶋委員 (挙手) 2 番、五嶋です。換地後の譲り渡しとかの土地の価格は換地前の時と同じになるんでしょうか。

議 長 従前と換地後では、整備後の方が高く設定されていますので、整備後の金額は、その高く設定された金額で売買されることになると思いますが、各個人個人で、その金額に縛れずに、お互いの金額で決まる場合もあると思います。

五嶋委員 私たちの地区では、換地後の譲り渡しが難しいということで、事前に価格を反当たりいくらと決めておこうとしていますが、その後というのが私たちの地区ではまだ無いものですから、どれくらいの価格差をつけられたのかなとか、色々考えたものですから質問させていただきました。

議 長 よろしいでしょうか。
それでは、意見も無いようですので、議案第 48 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 48 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 8 年第 10 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、有り難うございました。

閉 会 (午後 2 時 38 分) 副会長の号令による、起立、礼。